

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年8月29日(金)
午前9時56分～午前10時33分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 5名
副委員長 板橋美保 委員 二階堂 充
委員 笹森 波 委員 千葉栄幸
委員 菊地 忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 委員長 熊谷克彦
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林 潤
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和7年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案) について

確認事項

- (1) 条例議案の事前説明会について
- (2) 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 決算関連議案の審査について
 - ③ 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 決算関連議案に対する総括質疑について
 - ② 議員協議会の開催について

午前9時56分 開会

○副委員長（板橋美保） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

熊谷克彦委員長から、会議規則第81条の規定により欠席の届出がありましたので報告します。

次に、本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

令和7年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 初めに、次第書の1ページ、（1）の① 市長提出議案18か件の内容について、説明いたします。

あわせて、資料の1ページと2ページを御覧ください。

まず、報告事項は、令和7年度における、本市の健全化判断比率と、水道事業会計、下水道事業会計及び宅地造成事業特別会計に係る資金不足比率についての4か件です。

次に、決算認定は、3か件です。

次に、条例議案は、改正条例案が1か件です。

次に、補正予算は、9か件です。

次に、人事案件は、人権擁護委員候補者の推薦が1か件です。

以上が市長提出議案18か件の内訳です。

次に、② 議員提出議案については、意見書案1か件です。

議案の内容については以上です。

次に、③ 一般質問を御覧ください。

一般質問については、8月27日の正午で通告を締め切りまして、今期定例会には17名の議員より、合わせて質問事項30事項、質問要旨126項目の通告が

ありました。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいります。通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、二階堂 充議員、2番、大泉 徳子副議長、3番、佐藤さやか議員、4番、板橋 美保議員、5番、佐藤 繁樹議員、6番、大友 康信議員、7番、菅原 和子議員、8番、阿部 正義議員、9番、寺嶋 雅子議員、10番、千葉 栄幸議員、11番、菊地 忍 議員、12番、大久保主計議員、13番、鈴木 英信議員、14番、今野 慎介議員、15番、笹森 波 議員、16番、小野寺美穂議員、17番、吉田 良 議員、以上の発言順位となっております。

以上、説明いたしました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案いたしまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、9月2日から9月25日までの24日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤の日程を御覧願います。会期日程(案)について説明いたします。資料は3ページ及び4ページを御覧願います。

令和7年第4回定例会会期日程(案)です。

まず、招集日の9月2日です。

開会の後、初めに、会期の決定を行います。

次に、報告第4号から報告第7号まで及び議案第74号から議案第87号までの市長提出議案18か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第74号から議案第76号までについて、代表監査委員に対し、審査意見の報告を求めます。

次に、報告第4号から報告第7号までを一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑を行います。

次に、議案第77号の改正条例案1か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議案第87号の人事案件1か件に対する質疑の後、採決を行います。

次に、議会案第4号の意見書案1か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上が招集日の内容となりますが、本会議散会后、常任委員会を開催します。

9月3日から5日までは、議案調査等のため、休会とするものですが、5日は常任委員会を開催し、所管事務調査及び決算関連事業箇所の現地調査、意見書案審査を行います。

9月8日から11日までは、一般質問を行います。

9月12日は休会とするものですが、議案審査のための常任委員会を開催します。

常任委員会については、12日午前に民生教育常任委員会を開催するものです。

9月16日は、午前10時より本会議を開催し、条例議案及び補正予算の審議を行います。初めに、議案第77号の改正条例議案について、討論、採決を行います。次に、議案第78号から議案第86号までの各会計補正予算9か件について、質疑、討論、採決を行います。

9月17日は、まず、午前10時より本会議を開催し、議案第74号から議案第76号までの令和6年度決算関連議案に対する総括質疑及び財務常任委員会への付託を行います。

本会議散会の後、財務常任委員会を開催し、分科会設置等の後、財務常任委員会を再開します。一般会計歳入に係る補足説明については省略し、参考資料配付によるものとします。

9月18日から24日までは、休会とするものです。

その間の、18日は財務常任委員会において一般会計歳入に対する審査を行います。19日、22日、24日は、それぞれ各分科会において、一般会計歳出及びそれぞれ所管する特別会計に対する審査を行います。

最終日の9月25日は、まず、午前10時に財務常任委員会を開催し、分科会審査に係る分科会委員長報告を行います。分科会委員長報告に対する質疑の後、討論、採決を行い、散会します。

次に、午後1時から本会議を開催し、議案第74号から議案第76号までの令和6年度決算関連議案3か件に対する討論及び採決を行います。

以上の議案審議が終了しまして、9月定例会閉会となる会期日程案です。

説明は、以上です。

○副委員長（板橋美保） ただいま、令和7年第4回名取市議会定例会に係る会期及び日程案について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

○委員（菊地 忍） 一般質問に係る日程で確認があります。

○副委員長（板橋美保） 暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

*休憩中の要旨

- ・今期定例会は一般質問を行う議員は17人であり、一般質問初日を5人、一般質問2日目から4日目までを4人ずつとしているが、1日当たりの一般質問を行う人数の考え方について、今後はどのように整理していくのか。

【まとめ】

- ・例えば一般質問を行う人数が15人の場合は3日間で行い、16人の場合は4日間で行うなどといった人数によって日数を決めるのではなく、その都度、状況に応じ検討し、議会運営委員会に諮ることとした。
-

午前10時12分 再開

○副委員長（板橋美保） 再開いたします。お諮りいたします。

9月定例会の会期及び日程案については、9月2日から9月25日までの24日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、令和7年第4回名取市議会定例会の会期及び日程案については、9月2日から9月25日までの24日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項について書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 次第書1ページの下段を御覧願います。

1 条例議案の事前説明会について、説明いたします。

9月1日午前10時より、条例議案の事前説明会が開催されます。

開催場所は、議員協議会室です。

説明を受ける議案は、議案第77号の、条例議案1か件に対する説明で、説明員は各条例を所管する部課長です。

引き続き、2 決算関連議案に対する総括質疑の通告期限について、説明いたします。

決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、名取市議会運営等に関する申し合わせ事項のV 総括質疑に関する事項において、受付期限を現地調査の日の午前9時までと定められていることから、今期定例会については、9月5日の午前9時までとなります。今回は決算関連議案に対する総括質疑ということで、決算議案資料に基づく質疑をお願いいたします。また総括質疑の発言順序は受付順となりますので、既に通告のあった質疑内容と重複するときは、御相談させていただく場合がありますので、よろしく願いいたします。

確認事項についての説明は以上です。

○副委員長（板橋美保） 条例議案の事前説明会及び決算関連議案に対する総括質疑の通告期限については、ただいま書記をして説明いたさせましたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 初めに、次第書の2ページ（1）議案の取扱いについての① 一括議題・審議方法・付託する委員会について議案番号順に説明いたします。

資料の5ページ、議案の取扱い(案)を御覧願います。

まず、報告第4号から報告第7号までについては、9月2日に、一括議題として審議を行います。審議の方法は、質疑のみとなります。

次に、議案第74号から議案第76号までの決算関連議案3か件については、まず、9月17日の総括質疑の後、財務常任委員会へ付託いたします。その後財務常任委員会での審査を経て、9月25日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第77号の改正条例議案については、9月2日に上程し、質疑の

後、民生教育常任委員会に付託を行います。その後、9月16日に再度上程し、討論、起立採決を行います。

次に、議案第78号から議案第86号までの補正予算案9か件については、9月16日に上程し、それぞれの議案ごとに質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第87号の人権擁護委員候補者の推薦1か件については、9月2日に上程し、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、簡易採決を行うものです。

次に、議会案第4号の意見書案については、9月2日に上程し、質疑の後、委員会付託を行います。9月25日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。なお、意見書案については、民生教育常任委員会へ付託するものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

(1) の② 議案審査等に係る常任委員会の開催日程(案)についてです。

常任委員会の日程(案)は会期日程(案)で説明しましたとおり、民生教育常任委員会を9月12日の午前に開催するものです。

なお、常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、財務常任委員会の開催日程についてです。資料の6ページを御覧ください。

まず、9月17日については、本会議終了後、議員協議会室において財務常任委員会を開催します。

付託議案の審査方法についてを議題として、分科会の設置、分科会委員の選任及び同正副委員長の互選、各分科会への付託事項の決定を行います。財務常任委員会を休憩して分科会を開催し、各分科会の審査日程等の確認を行います。さらに、分科会委員長会議を開催し、審査日程の調整を行います。その後、財務常任委員会を再開し、付託議案の審査日程について協議を行います。一般会計歳入に係る補足説明については、先ほど説明しましたとおり、参考資料配付によるものとなります。

1の(2)の一般会計歳入の審査は、9月18日に行います。

一般会計歳出及び特別会計に係る分科会審査については、19日、22日、24日の3日間で行います。いずれも午前10時開会の予定です。

25日については、午前10時から財務常任委員会を開催し、各分科会委員長より審査内容の報告を受け、委員長報告に対する質疑を行った後、討論、採決を行います。

次に、次第書の2ページにお戻りください。③ 委員会審査報告書の取扱いについてです。

取扱い案については、記載のとおり、委員会における意見書案及び委員会審査報告書が提出されましたら、会期日程(案)に基づき本会議において審議を行うとするものです。

議案の取扱いについて、説明は以上です。

○副委員長(板橋美保) ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(板橋美保) お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長(板橋美保) 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、決算関連議案の審査についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記(若林 潤) 次第書の2ページ中段、(2)決算関連議案の審査について、説明いたします。初めに、① 決算審査要領(案)についてです。

資料については、7ページから9ページまでです。

まず、1 決算審査方法についてです。

議会選出監査委員を除く全議員で構成する財務常任委員会で審査を行うこととなります。質疑については、一問一答形式により、回数は2回まで。要望や提言はお控えいただきたいと思っております。また決算審査においては、執行部からの補足説明は資料配付によることとし、効率的な審査に努めることと

いたします。

次に、2 決算審査区分です。

一般会計歳入は財務常任委員会で、一般会計歳出、特別会計及び企業会計は各常任委員会委員で構成する分科会を設置し、令和7年3月末日での所管事項を審査することとなります。

次に、3 決算審査分科会です。

各常任委員会委員で構成する分科会については、委員会条例第2条に記載の順に充てることとなります。また、各分科会の正副委員長の選出は、財務常任委員会委員長の指名推選によるものとしております。

分科会の開催通知は、財務常任委員会委員長と分科会委員長の連名で行います。また、予定の日以外での分科会開催には、財務常任委員会の決定が必要となります。

次に、4 決算審査分科会審査日程等です。

分科会審査は、原則として第1分科会から順に行うこととし、それぞれ午前10時から午後4時までの1日とするものです。

次に、5 決算審査分科会の審査等です。

審査は、一般会計、特別会計、企業会計の順に行いますが、詳細な進め方については、分科会に委ねるものです。また、決算審査意見書、歳入歳出決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書により審査を行うこととなりますが、決算の範囲を逸脱されないよう御留意ください。

次に、6 分科会への説明員の出席要請です。

所管外の説明員については、分科会において、特に必要があると認めた場合につき、事前に議長を通じて出席を求めることができます。また、審査の途中で必要性が生じた場合には、議長と十分な調整をしていただくこととなります。この場合の所管外の説明員に対する出席要請及び質疑は、当該項目以外の全ての審査が終了した後に行うこととなります。なお、他の分科会との調整が必要となる場合には、分科会委員長会議で調整することとなります。

次に、7 分科会委員長会議等です。

9月17日の財務常任委員会休憩中の分科会終了後に開催するもので、各分

科会間の調整を行うものです。

次に、8 分科会の傍聴の取扱いです。

分科会審査は公開とし、傍聴の手続については、委員会条例を準用するものです。

次に、9 分科会報告等です。

最終日の財務常任委員会における分科会委員長報告に対する質疑に当たっては、執行部の答弁内容には触れないこととしています。

最後に、10 財務常任委員会委員長の本会議への報告です。

本会議での報告については、当初予算審査の際には行っていないことから、決算審査においても同様に省略するものです。

決算審査要領(案)については以上です。

次に、② 財務常任委員会分科会の設置について、ア 分科会への付託事項について、説明いたします。

資料については、10ページ及び11ページとなります。

まず、財務常任委員会として審査するのは、令和6年度名取市一般会計歳入決算の全部です。

次に、第1分科会において審査するのは、令和6年度名取市一般会計歳出決算のうち、総務部、企画部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び消防本部が所管する事項であり、土地取得特別会計を含むものです。

次に、第2分科会において審査するのは、生活経済部、建設部、水道事業所及び農業委員会が所管する事項であり、被災市街地復興土地地区画整理事業特別会計、宅地造成事業特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計を含むものです。

次に、第3分科会において審査するのは、健康福祉部及び教育委員会が所管する事項であり、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を含むものです。

なお、各分科会への付託事項については、9月17日に開催される財務常任委員会において決定されるものとなります。

決算関連議案の審査について、説明は以上です。

○副委員長（板橋美保） ただいま、決算関連議案の審査について書記より

説明をいたさせましたが、一件ずつ整理をしてまいります。

最初に、決算審査要領案について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） それではお諮りいたします。

決算審査要領については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。

決算審査要領については、そのように決定いたしました。

次に、財務常任委員会分科会の設置について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） それではお諮りいたします。

財務常任委員会分科会の設置については、決算審査表(案)のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。

財務常任委員会分科会の設置については、そのように決定いたしました。

次に、決算審査表について御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） それではお諮りいたします。

決算審査表については、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。

決算審査表については、そのように決定いたしました。

次に、決算関連議案に対する総括質疑についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 決算関連議案に対する総括質疑について、説明いたします。次第書の3ページ上段を御覧願います。

決算関連議案に対する総括質疑の取扱いです。

総括質疑は会派を単位とするという申し合わせ事項になっておりますが、箱書きで参考として記載のとおり、会派に所属しない議員の総括質疑については、議長が認めた場合、これを行うことができるとなっております。

現在、一人会派がお二人いらっしゃいますが、総括質疑を認めることとする案です。

決算関連議案に対する総括質疑について説明は以上です。

○副委員長（板橋美保） ただいま、決算関連議案に対する総括質疑について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） お諮りいたします。決算関連議案に対する総括質疑については、取扱い案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、決算関連議案に対する総括質疑については、そのように決定いたしました。

次に、議員協議会の開催についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 議員協議会の開催について、説明いたします。

次第書の3ページ中段を御覧ください。資料は15ページです。

議員協議会の開催については、先日、開催通知をお送りしたところですが、資料のとおり令和7年8月25日付で市長から要請があったものです。日時は令和7年9月1日の条例議案事前説明会終了後、場所は議員協議会室です。協議事項は、令和8年度国民健康保険税税率改正についての1案件です。当日の進め方ですが、次第書の④を御覧ください。市長から挨拶の後、健康福祉部長から説明を受け、質疑を行います。なお、説明資料については、8月25日に各議員宛て送付が完了しております。説明は以上です。

○副委員長（板橋美保） ただいま、議員協議会の開催について書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） お諮りいたします。議員協議会の開催については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（板橋美保） 御異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催については、そのように決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時33分 散会

令和7年8月29日

議会運営委員会

副委員長 板橋 美保